

(公財)日教弘教育研究助成事業
福岡支部不登校ふれあい助成事業募集要項

不登校ふれあい助成事業は、不登校対策を重点的に取り組んでいる公立小学校・中学校・特別支援学校に対して行う助成事業です。令和6年度は、下記要領のとおり実施します。

1 主催 公益財団法人 日本教育公務員弘済会 福岡支部

2 助成要件

(1)助成の趣旨

全国的に、また福岡県においても依然として減少に転じない不登校生の出現状況に鑑み、県内において、不登校対策に重点的に取り組んでいる公立小・中学校・特別支援学校に助成を行うことにより、不登校状態にある児童・生徒の改善・復帰を目指している小・中学校・特別支援学校教育の向上発展に寄与します。

(2)助成の対象にならないもの

- ① 営利目的又は営利につながる可能性の大きいもの
- ② 他の機関からの委託によるもの
- ③ 既に終了しているもの
- ④ 自己の財源によって十分に研究活動ができるもの

(3)募集対象及び応募の条件

- ① 福岡県内で不登校対策に重点的に取組んでいる小・中学校・特別支援学校を対象とします。
- ② 小・中学校については、小・中学校長会長の推薦を要します。

※ 他の助成事業との重複申請、2年連続の応募も可とします。

(4)募集期間 令和6年4月中旬 ～ 令和6年5月31日(金)

(5)スケジュール

令和6年5月31日 申請書提出締切

// 6月中旬 選考

// 6月中旬 採否結果の通知

// 7月中旬 助成金の交付(振込)

令和7年2月28日 成果・決算報告書提出締切

※ 申請書について、面談や問い合わせを行うことがあります。

※ 採否の理由等、選考に関わる問い合わせには回答しません。

※ 助成が決定した事業について、研究活動の進捗を確認することがあります。

(6)応募方法

① 小・中学校の応募の方法等

各地区校長会長からの推薦を受けた学校は、所定の申請書「様式1(不登)」を福岡支部に郵送してください。

② 特別支援学校の応募方法

特別支援学校は、直接、申請書を弘済会福岡支部に郵送してください。

③ 応募申請書の締切り

令和6年5月31日(金) (必着)

④ 交付方法等

- ・ 当該学校において、弘済会が交付します。
- ・ 交付は、原則、全教職員の前で学校長に目録を贈呈し、弘済会の事業説明(20分程度)を行います。

⑤ 交付校からの報告書

令和7年2月末日までに成果・決算報告書「様式2(不登)」を弘済会に郵送してください。

⑥ 様式の種類

応募申請書「様式1(不登)」、成果・決算報告書「様式2(不登)」

各種様式はこちらから!

日教弘福岡支部

検索

<個人情報の取扱について>

- ・申請書に記入された個人情報は、選考及び選考結果の通知のために使用します。
- ・助成が決定した場合は、申請書に記入された助成対象校の学校名、助成対象テーマ及び助成金額、贈呈式や子どもたちの活動の様子等を、ホームページ、広報誌等で公表します。

3 助成金額

- (1) 1件当たりの助成額 6万円以内
- (2) 以下の費用は助成対象外とします。

- ① 教職員の研修参加費、資料費、交通費、宿泊費
- ② 組織等の一般管理費(例:公共料金の支払い、懇親会等の飲食費)
- ③ その他事業に直接関係がない講習会費、物品購入費等

※ 助成後、対象外費用を使用した場合や、報告書に不備がある場合は返金していただきます。

使途に関する疑問等は、下記「問い合わせ先」にお尋ねください。

- (3) 助成金を振り込みますので、着金ご確認の上、受領書の提出(目録贈呈時に調査役にご提出または弘済会に郵送)をお願いいたします。

4 選考

(1) 選考方法

- ① 日教弘福岡支部教育振興事業選考委員会の選考後、福岡支部幹事会の議を経て支部長が決定します。
- ② 助成の採否を文書で各申請校に連絡します。なお、採否の理由についての問い合わせには回答しません。

(2) 選考基準

- ① 不登校対策の解決方法が具体的で明確であるか。
- ② 助成の必要性・緊急性が明確であるか。
- ③ 各地区校長会長の推薦を受けているか。

5 助成対象校の義務等

- (1) 申請書の内容に従って助成金を使用します。また、**成果・決算報告書「様式2(不登)」に領収書(コピー可)を貼付し、ご提出ください。**
- (2) 成果・決算報告書「様式2(不登)」の提出方法については、上記ホームページよりダウンロードし、必要事項を記入し下記福岡支部に郵送してください。なお、提出された報告書・資料等は、当支部が公表できるものとします。

6 その他

- (1) 提出された書類等は返却しません。
- (2) 万一、故意の虚偽記載等が認められた場合は、当該申請は無効とし、以降の申請は受け付けません。
- (3) ホームページやお便り等で助成事業の成果を説明する場合には、次のように記載をお願いします。
「学校教育の充実にあたっては、公益財団法人 日本教育公務員弘済会 福岡支部から、令和6年度の不登校ふれあい助成事業の助成を受けました。」

7 問い合わせ先

公益財団法人日本教育公務員弘済会福岡支部

〒810-0001 福岡市中央区天神2丁目13番17号 恒松ビル8階 担当 細川・野田

TEL:092-751-0895 FAX:092-715-2093

E-MAIL:fukuoka@nikkyoko.or.jp URL:<https://www.nikkyoko.or.jp/>